

事 務 連 絡
令和 8 年 5 月 2 9 日

各都道府県
子育てのための施設等利用給付交付金所管課 御中

こども家庭庁成育局保育政策課
公定価格担当室

子育てのための施設等利用給付交付金の対象施設における
理由のない保育料等の引上げへの対応について

平素より子ども・子育て支援施策の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。
さて、本日付けで子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令等が公布され、「子育てのための施設等利用給付交付金（以下「施設等利用給付」という。）」に係る給付上限額の見直しに係る改正がなされたことについては、こ成保第 441 号においてお示ししたとおりです。

幼児教育・保育施設における保育料等について、質の向上を伴わない理由のない引上げを行うことは、元よりあってはならないことであり、その変更にあたっては、保護者等に対して変更内容等を説明することが必要であることに加え、幼稚園においては学則の変更とその理由の届出を、認可外保育施設においては直近の変更内容とその理由を提示する必要があることは、従前よりお示ししてきたところです。

とりわけ、今般の給付上限額の見直しは、物価上昇や賃金動向等を踏まえ、保護者負担の軽減を通じて、こどもの育ちを一層支援することを目的とするものです。この見直しを契機として、施設等利用給付の対象となる幼稚園や認可外保育施設において、合理的な理由のない保育料等の引上げが行われ、公費負担によって事業者が不相当な利益を得ることのないよう、適切に対応する必要があります。実際、令和元年 10 月からの 3～5 歳児を対象とした幼児教育・保育の無償化にあたっては、【別紙】の事例が把握されたことを受け、各自治体に対しては、類似事例に関する適時の情報共有に加え、該当施設に対し、保育料等の引き上げ理由の妥当性を十分に確認し、必要に応じ指導助言を行うよう依頼させていただいていたところです。各都道府県及び市町村の御担当におかれては、こうした経緯について御了知の上、今回の見直しの趣旨を対象事業者に十分御周知いただくとともに、今後の各施設における保育料等の引上げの妥当性等について特に慎重に御確認いただき、必要な指導助言を行っていただくよう改めてお願い申し上げます。

その上で、仮にやむを得ない事由により、域内で保育料等の引上げを行う施設が確認された場合には、当該事業者において利用者への丁寧な説明や所定の手続等が適切に行われるよう、各都道府県及び市町村から各事業者への周知徹底をお願いします。

なお、今般の給付上限額の引き上げ分が利用者に確実に裨益しているかを確認するため、今後フォローアップや確認調査を実施予定です。その際は御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

また、今般の見直しを契機とした合理的な理由のない保育料の引上げ事例が複数認められた場合には、必要に応じ、自治体及び施設等に対する更なる調査やヒアリング等を実施し、是正を図ることがありますので、あらかじめご承知おきください。

各都道府県におかれては、以上の内容について十分に御理解いただき、貴域内市区町村へ遺漏なく御対応いただきますよう御周知いただきますようお願いいたします。

【本 件 担 当】

こども家庭庁成育局保育政策課

公定価格担当室給付第二係

TEL:03-6858-0127

E-mail:kouteikakaku.kyuufu2@cfa.go.jp

※お問い合わせはメールでご連絡ください。

(1) 令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、幼稚園等において理由のない保育料等の引上げに該当した可能性のある事例

(※令和元年10月3日付け内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）及び文部科学省初等中等教育局幼児教育課両課連名事務連絡より抜粋）

1. 施設から値上げの理由が示されない、或いは示された理由に具体性が無い場合
 - ・ 保育料等の引上げについて連絡があったが、その理由が示されていない。
 - ・ 保育料等の引上げに関し、職員の処遇改善や配置改善のためという理由が示されているが、その具体的な内容や予定時期等が示されていない。
 - ・ 物価高騰、消費増税への対応という園からの理由と値上げ幅の乖離が著しく、合理的な説明となっていない。
2. 無償化等の対象者のみ費用を引き上げる場合
 - ・ 預かり保育について、無償化の対象者（施設等利用給付第2・3号認定者）のみ明らかに高額な料金に変更する。
 - ・ 副食費の補足給付事業等の対象となる第3子のみ、理由なく保育料を引上げる。
 - ・ 園が従前から実施していた保育料減免措置等を理由なく廃止する。
3. 料金の見直しにより実質的な値上げとなっている場合
 - ・ 無償化の対象とならない食材料費や通園費等を保育料から切り分けたにも関わらず保育料が据え置かれ、その理由も示されない。
 - ・ 無償化の対象となる保育料は据え置くが、実費徴収としてきた教材費等が理由なく引き上げられる。

(2) 令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、認可外保育施設等において理由のない保育料等の引上げに該当した可能性のある事例

(※令和元年9月27日付け内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）及び厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室両課連名事務連絡より抜粋）

1. 幼児教育・保育の無償化の対象者のみを対象とした保育料等の引上げが行われる事例

- ・ 10月から、3歳～5歳児のうち保育認定を受けた無償化対象者のみを対象に保育料の引上げが検討されている。
- ・ 3歳児以上のみ保育料の引上げを行い、0歳～2歳児より保育料が高くなるような料金設定を検討している。
- ・ 保育料は無償化対象であるかを問わず一律に引き上げられるが、保育料以外の名目で利用者から徴収される費用について、無償化対象者でない者のみ割引し、実質的に無償化対象者のみが対象となる費用の引上げを検討している。
- ・ 無償化に伴う事務量の増大に加えて、保育サービスの充実や職員の処遇改善などを理由として保育料の値上げを検討している。

2 保育料と食材料費を切り分け、保育料が据え置かれる（又は値上げされる）事例

- ・ これまで給食費込みの保育料が3万円であったが、10月から給食費は保育料と切り分けられるにもかかわらず、保育料は3万円で据え置くことを検討している。
- ・ 保育料と食材料費を分けることとし、変更前の保育料と食材料費の合計額よりも変更後の保育料（食材料費を除く）を高額とすることが検討されている。
- ・ 10月から保育料と給食費が切り分けられ、保育料を3.7万円に引き上げることが検討されている。